

第 1 編 総 論

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務があることから、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市(市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び熊本県の国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、八代市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務に照らし、国民保護法第 35 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第 1 編 総論

第 2 編 平素からの備えや予防

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 編 復旧等

第 5 編 緊急対処事態への対処

資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、八代市国民保護協議会(以下「市国民保護協議会」という。)の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする(ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。)。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性に照らして、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

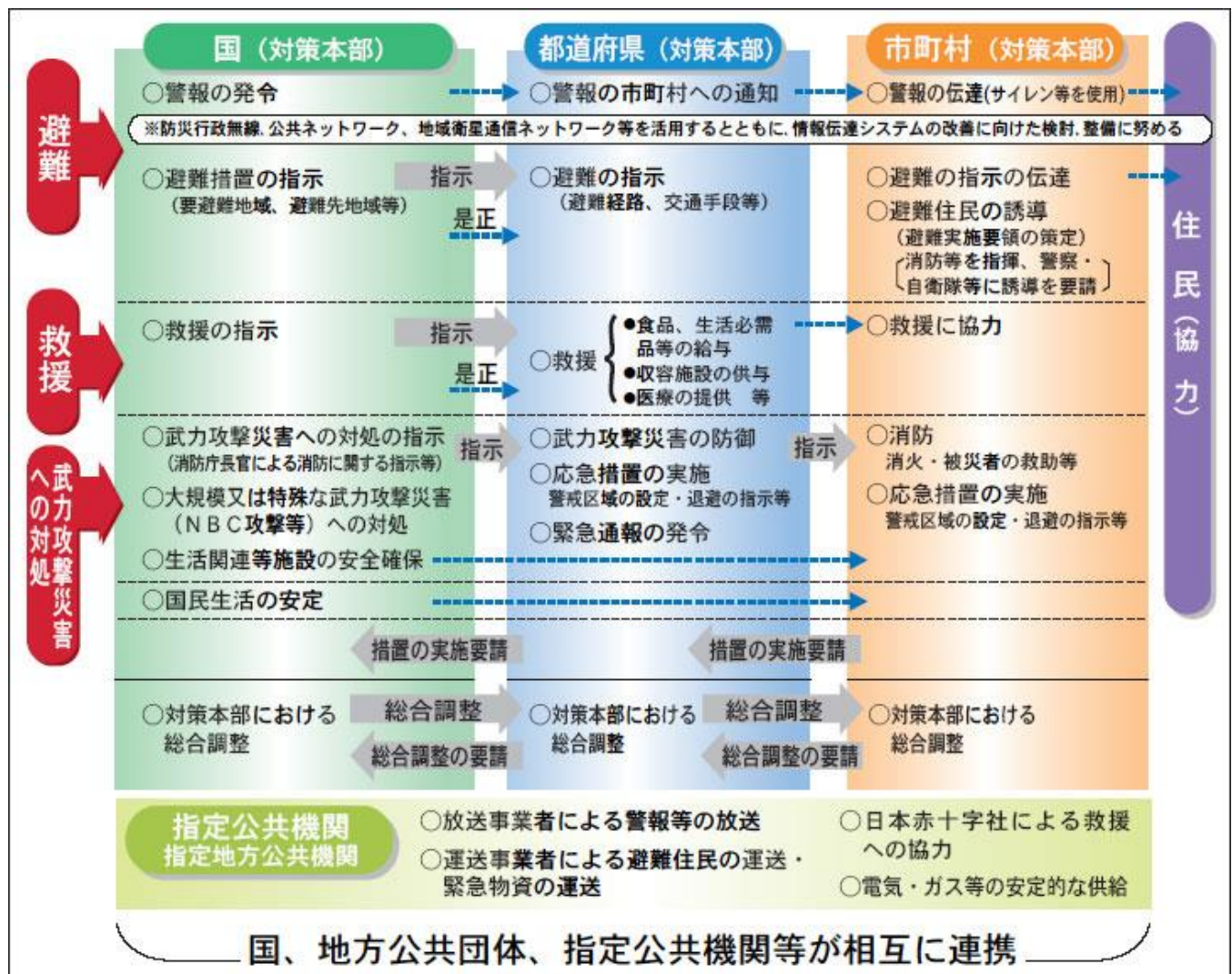
憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における国、県、市等の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



○ 市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 県の実務

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○ 指定地方行政機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
福岡防衛施設局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
九州総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関する

	こと 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
九州財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
長崎税関	1 輸入物資の通関手続
九州厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
熊本労働局	1 被災者の雇用対策
九州農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
九州森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
九州経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
九州産業保安監督署	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
九州地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
九州運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
福岡管区气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第十管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
九州地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

○ 指定公共機関及び指定地方公共機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協

	力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
日本郵便株式会社	1 郵便の確保
医療機関及び医療 関係機関	1 医療の確保
河川管理施設及び 道路の管理者	1 河川管理施設及び道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地 形

本市は、九州の中央に位置し、東西 50 km、南北 25 km で、約 680.2k m² の面積を有しており、総面積の約 30% が平坦地、70% が山間地となっている。西は八代海に臨み、北は八代郡氷川町、宇城市、下益城郡美里町及び上益城郡山都町、東は宮崎県東臼杵郡、南は球磨郡及び葦北郡芦北町に接しているため、武力攻撃事態等において、他市町村へ避難する場合には、これらの市町村との調整が必要であるとともに、九州のどの地域で武力攻撃事態等が発生しても、本市に避難してくる事態も考えられる。

本市の全体的な地勢は、宇城市松橋町から八代市日奈久地区に走る日奈久断層崖によって、西の八代平野と東の山地に区分され、八代海に沿って平野部、山地部が縦方向にそれぞれ広がりを見せている。一級河川である球磨川、二級河川である氷川が、東側の山地部から平野部を横断して西側の八代海に流下している。

西側の平野部には、球磨川及び氷川の流下した土砂が堆積してできた扇状地式三角州を基部として干拓事業により形成された八代平野があり、市街地及び田園地域を構成している。

住宅地は、この市街地及び田園地域と、農林業を中心とする中山間地域、平坦部と中山間地域の中間的な領域での麓沿いの集落を含む里山地域により構成されている。

東側の山地部は、泉町の国見岳を最高峰(1,739m)として、九州山地の脊梁地帯を形成し、西に低く、谷は狭くて深くなっている。

(2) 気 候

本市の気候は、八代海に面しているため、年平均気温が 16.8℃ と概して温暖であるが、夏と冬の寒暖の差が大きく、1月の最低気温の平年値は、2.0℃ に対し、8月の最高気温の平年値は、32.6℃ となっている。

本市の東部は内陸性気候であるため、特に夏と冬の寒暖差が大きく、冬季の山間地においては、積雪があることから、避難に当たっては、積雪時の対応について留意する必要がある。

雨量は、年間平均降水量が 1979.0 mm であり、特に梅雨時期に降水量は集中しており、6月～7月の2ヶ月間で年間降水量の約4割を占めている。^{※1}

【P16 表－1 月別の気温及び降水量】

※1 気象データは、熊本地方気象台八代観測所における昭和52年～平成22年の平年値

(3) 人口分布

本市の総人口は、132,775 人^{※1}であるが、旧八代市、千丁町及び鏡町が連たん地域^{※2}(123,728 人)であり、旧八代市にある DID^{※3}地区人口は 62,942 人である。この平野部への一極集中が顕著であり、特に山間部においては過疎化が急速に進んでいる。

また、65 歳以上の高齢者人口は 38,703 人で総人口に占める割合は 29.1%、中でも 75 歳以上の後期高齢者人口は 21,771 人で総人口に占める割合は 16.4%であり、平成 18 年は、それぞれ 25.7%、13%であったことに比べ高齢化が進んでいる。

さらに、旧 6 市町村別の人口を見てみると、旧坂本村、東陽村及び泉村が過疎地域自立促進特別措置法による過疎地域の指定を受けており、他地域も一貫して減少傾向にある。65 歳以上の高齢者比率を見ても、坂本町、東陽町及び泉町が 30%を超えている。一方で、世帯数は増加傾向にあり、少子高齢化の進展とともに急速な核家族化による独居老人の増加が懸念される。

これらのことから、住民の避難に当たっては、八代市中心地域が要避難地域となる場合においては、大規模な避難が予想されることから、避難経路の確保や搬送方法等について留意する必要がある。また、過疎化と高齢化が同時に進む地域においては、避難誘導を行う者や介護者等の確保等の要支援者対策についての問題が想定される。

【P15・16 表-2 校区別人口、年齢構成及び人口密度】

(4) 水資源(豊富な地下水)

平野部では、地下水を水源とする上水道事業(給水人口 40,677 人)、氷川を水源とする八代生活環境事務組合が実施する上水道事業(給水人口 18,865 人)、山間部においては氷川、中小河川、地下水を水源とする簡易水道事業等(給水人口 4,996 人)が行われている。それ以外の多くは井戸水・湧水等を使用している。表流水を水源とする簡易水道の給水人口以外の水源はすべて地下水と仮定すると、地下水依存率は約 80%と推定される。

このため、主に河川水や湖沼水を浄水して生活用水に利用する他県と比較して、季節変動の少ない安定的な水の確保が可能であり、これらの地域では、大規模な浄水場などを設置する必要がないことから、外部からの攻撃等に対する安全性は高いと考えられる。

しかしながら、揚水施設、配水施設等拠点施設が被害を受けた場合の影響は重大であり、施設の保全に留意する必要がある。

※1 平成 25 年 3 月 31 日現在 住民登録人口

※2 都市計画法で定める市街化調整区域の開発行為における既存住宅のうち敷地と敷地の間 50m 以内に 20 戸以上連なっているもの

※3 Densely Inhabited District 人口密度 4,000 人/k m²以上で 5,000 人以上が集まっている人口集中地区

(5) 道路の位置等

道路は、市の西部を南北に縦断して高速道路(九州縦貫自動車道)及び国道3号が北は福岡県、南は鹿児島県に繋がっている。また、八代・人吉・宮崎を結ぶ国道219号、県北・県南を結ぶ443号、445号が縦横に走っている。

これら以外にも、本市と県内の主要地点間を結ぶ主要地方道が6路線、一般県道19路線が市内を縦横に走っており、さらに、市内の集落間を結ぶ市道や、山間部における生活道路である林道・農道がある。^{※1}

山間部においては、幹線道路が少なく、林道・農道は地形上、急勾配、急カーブの箇所も多いため、これらの道路が被害を受けた場合、孤立する集落が出てくる可能性がある。このため、孤立した場合の避難経路を確保しておく必要がある。

【P19 図-2 八代市総合管内図】

(6) 鉄道、港湾の位置等

本市の道路以外の交通施設は、以下のとおりである。

① 鉄道・フェリー

事業主	路線名等	区 間
九州旅客鉄道(株)	鹿児島本線	門司港駅(北九州市)～八代駅(八代市)、川内駅(鹿児島県薩摩川内市)～鹿児島駅(鹿児島市)
	九州新幹線	博多駅(福岡市)～新八代駅(八代市)～鹿児島中央駅(鹿児島市)
	肥薩線	八代駅(八代市)～隼人駅(鹿児島県霧島市)
肥薩おれんじ鉄道(株)	肥薩おれんじ鉄道線	八代駅(八代市)～川内駅(鹿児島県薩摩川内市)

※1 「道路施設現況調査」(熊本県土木部)平成24年4月1日現在

② 港 湾^{※1}

名称(種類)	所在地	管理者	主な港湾施設
八代港 (重要港湾)	八代市港町	熊本県	(外港地区) - 12m岸壁：2 バース(30,000t 級) - 10m岸壁：4 バース(15,000t 級) - 9m岸壁：1 バース(8,000t 級) - 7.5m岸壁：2 バース(5,000t 級) (内港地区) - 7.5m岸壁：2 バース(5,000t 級) - 5.5m岸壁：8 バース - 4.5m岸壁：9 バース (うちフェリー1 バース) 野積場・荷捌地：626,931 m ²
日奈久港 (地方港湾)	八代市日奈久中町	八代市	- 2.0m物揚場 439m 浮棧橋 219m 船揚場 112m
鏡 港 (地方港湾)	八代市鏡町	八代市	- 1.0m物揚場 311m 浮棧橋 376m 船揚場 23m

【P19 図-2 八代市総合管内図】

(7) 消防力

本市の消防力は、八代広域行政事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）・消防署 219 人^{※2}、消防団は 73 分団 2,408 人^{※3}、自主防災組織 201^{※4}、結成率は約 77.9%^{※5}となっている。

特に、日頃からの教育訓練により、災害対応の技術・知識を習得し、かつ、地域の状況を把握した消防団員が多数存在することは、地域の消防・防災力の高さに繋がっている。

防災行政無線の状況については、旧町村地域においては同報系・移動系防災行政無線が整備されており、ほぼ全世帯に戸別受信機が設置済みであり、旧八代市地域においては、今後も同報系防災無線を計画的に整備していく。

これらのことから、防災行政無線の整備促進及び情報通信手段の多ルート化を図りながら、警報や避難情報、災害情報等の伝達方法に配慮する必要がある。

(8) 石油コンビナート等特別防災区域等

本市の石油コンビナート等特別防災区域^{※6}としては、八代港大島地区に八代特別防災区域があるが、石油の貯蔵・取扱量は約 10.3 万キロリットル^{※7}となっている。

また、本市には原子力発電所は存在しないが、近隣県である佐賀県玄海町に九州電力(株)玄海原子力発電所、鹿児島県薩摩川内市に九州電力(株)川内原子力発電所が所在する。

※1 八代市防災安全課調 平成 25 年 4 月 1 日現在

※2 八代市防災安全課調 平成 25 年 4 月 1 日現在

※3 八代市防災安全課調 平成 26 年 4 月 1 日現在

※4・5 八代市防災安全課調 平成 26 年 4 月 1 日現在

※6 石油コンビナート等災害防止法第 2 条第 2 号で定める区域

※7 「平成 25 年度熊本県石油コンビナート等防災計画」(熊本県石油コンビナート等防災本部)

(9) 医療の確保^{※₁}

熊本県は、人口 10 万人あたりの医療施設数、病床数とも全国平均を上回っており、特に病床数は、病院が 1967.4 床で全国第 3 位、一般診療所が 363.4 床で全国第 4 位となっている。本市においては、病院が 2,406 床、一般診療所が 716 床となっている。

また、熊本県における人口 10 万人あたりの医師数、保健師、看護師及び準看護師数についても全国平均を上回っており、中でも医師数は、258.4 人で全国 12 位、看護師数は、962.0 人で全国第 2 位、準看護師数は、575.0 人で全国第 5 位である。本市においては、医師数 291 人、保健師数 45 人、看護師数 978 人、準看護師数 858 人となっている。

(10) 観光客への対応

本市を訪れる観光客は、総数で年間 2,458 千人、うち、宿泊客が 198 千人である。

中でも県外からの観光客は総数で 485 千人、宿泊客でも 137 千人となっている。また、外国からの観光客も総数 1,445 人となっている。^{※₂}

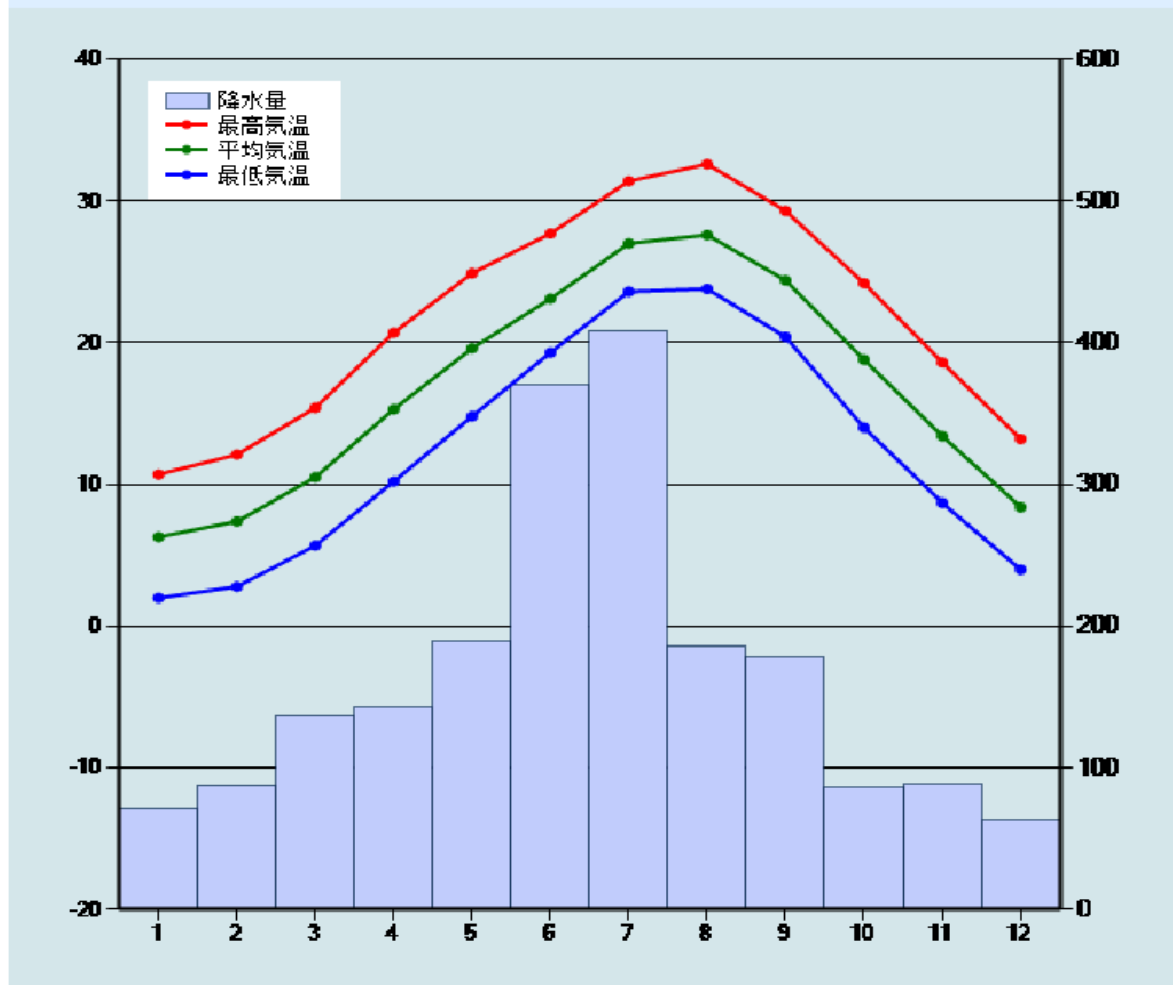
これらの観光客は、そのほとんどが地域の地理に不案内であり、周辺住民ともつながりがな
いと考えられ、外国からの観光客については、言葉や習慣の違い等もあることから、避難誘
導等の表示や手法に留意することが必要である。

※ 1 八代保健所調 平成 24 年度時点

※ 2 八代市観光振興課調 平成 24 年度末

月別の気温及び降水量

熊本県八代の気温と降水量の平年値のグラフ(雨温図)



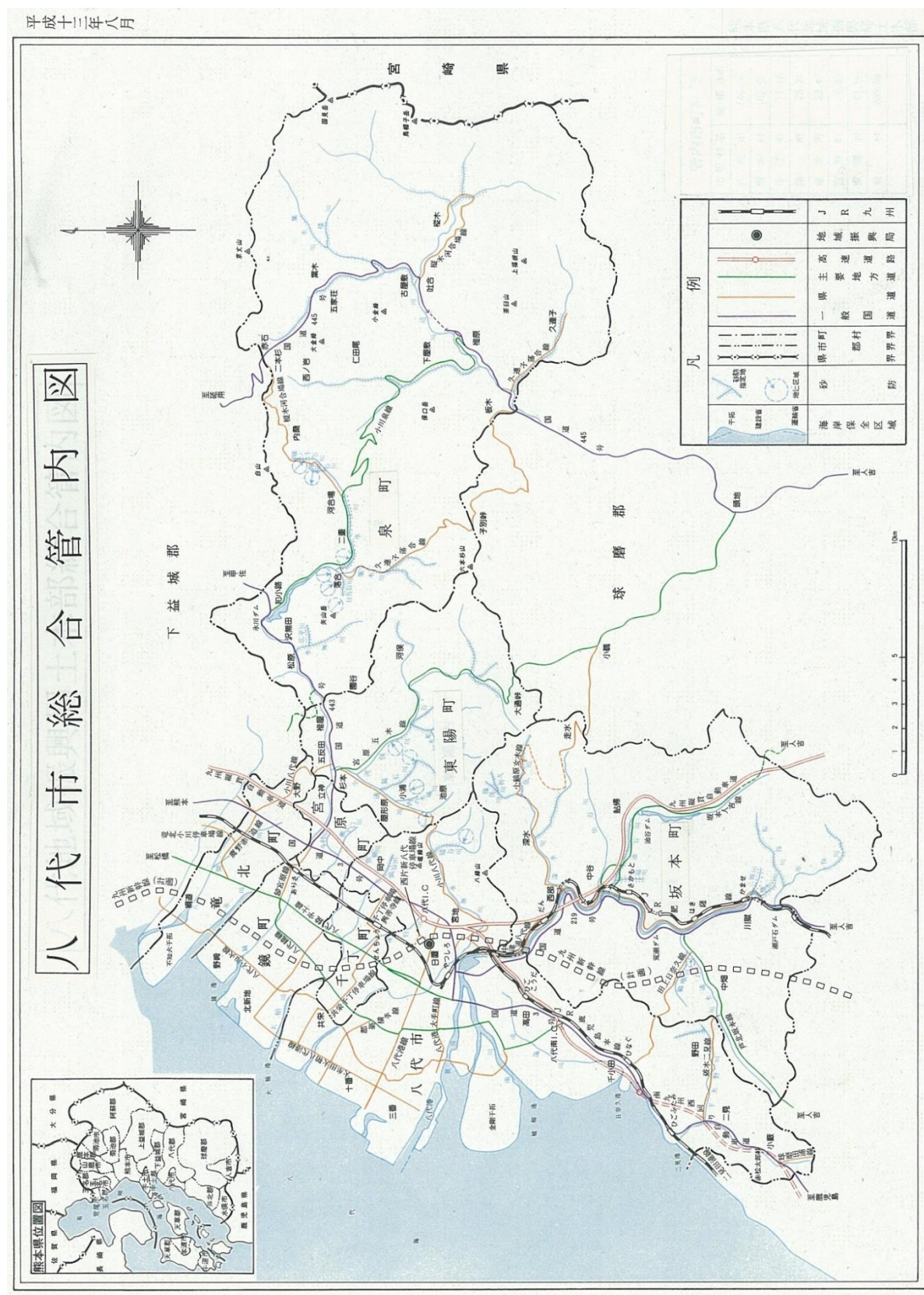
八代 年平均気温:16.8℃ 年降水量:1979.0 mm 統計期間:1981~2010

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高気温(°C)	10.7	12.1	15.4	20.7	24.9	27.7	31.4	32.6	29.3	24.2	18.6	13.2
平均気温(°C)	6.3	7.4	10.5	15.3	19.6	23.1	27.0	27.6	24.4	18.8	13.4	8.4
最低気温(°C)	2.0	2.8	5.7	10.2	14.8	19.3	23.6	23.8	20.4	14.0	8.7	4.0
降水量(mm)	71.5	87.2	137.1	142.8	189.3	369.7	408.5	186.3	178.0	85.9	89.3	63.2

年齢範囲	旧八代市									
	小計	代陽	八代	太田郷	植柳	麦島	松高	八千把	高田	金剛
総数	101,092	7,892	5,818	15,422	5,090	8,338	11,555	15,334	8,925	5,918
0～4 歳	4,145	335	225	660	199	351	620	702	344	227
5～9 歳	4,288	351	254	633	213	358	662	732	345	229
10～14 歳	4,736	394	288	677	234	414	633	785	395	283
15～19 歳	5,065	437	281	717	279	390	625	836	485	295
20～24 歳	4,477	329	231	694	220	387	469	701	385	219
25～29 歳	4,940	360	290	803	220	412	579	824	424	289
30～34 歳	5,428	389	336	890	239	467	701	899	452	291
35～39 歳	5,999	490	348	893	325	481	819	993	516	328
40～44 歳	6,095	542	385	939	302	487	736	1,043	543	337
45～49 歳	5,909	509	339	916	308	462	701	993	523	315
50～54 歳	6,389	433	373	1,047	293	482	743	959	574	376
55～59 歳	7,103	532	446	1,023	400	591	742	987	667	456
60～64 歳	8,574	645	476	1,224	423	742	927	1,226	824	509
65～69 歳	6,612	516	362	965	356	584	680	931	612	403
70～74 歳	6,603	416	349	887	329	490	612	876	540	320
75～79 歳	5,979	450	349	963	274	504	530	771	541	396
80～84 歳	4,821	369	253	793	234	407	414	543	425	314
85～89 歳	2,959	264	155	476	156	205	223	343	210	226
90～94 歳	1,185	90	64	157	70	96	105	156	95	78
95～99 歳	316	34	12	52	13	22	30	25	20	23
100 歳以上	69	7	2	13	3	6	4	9	5	4
面積(d)	146.71									
人口密度 総数/(d)	689.1									

平成２５年３月３１日現在住民登録人口

年齢範囲	旧八代市						坂本町	千丁町	鏡 町	東陽町	泉 町	総計
	郡築	昭和	宮地	龍峯	日奈久	二見						
総数	4,842	1,264	3,575	1,893	3,196	2,030	4,382	7,194	15,442	2,465	2,200	132,775
0～4 歳	182	35	127	51	61	26	61	305	608	63	39	5,221
5～9 歳	170	46	112	69	72	42	70	353	615	69	62	5,457
10～14 歳	225	64	133	50	90	71	112	329	662	109	75	6,023
15～19 歳	227	68	152	93	105	75	152	302	737	120	80	6,456
20～24 歳	378	66	134	82	101	81	137	303	656	84	61	5,718
25～29 歳	297	75	125	77	99	66	134	343	691	78	66	6,252
30～34 歳	278	74	161	82	115	54	121	357	790	84	79	6,859
35～39 歳	237	64	226	70	122	87	104	435	860	104	78	7,580
40～44 歳	233	66	188	91	121	82	140	439	846	99	79	7,698
45～49 歳	254	82	167	96	143	101	196	435	861	142	123	7,666
50～54 歳	320	92	233	138	173	153	288	461	990	167	127	8,422
55～59 歳	342	72	263	175	251	156	324	512	1,098	211	170	9,418
60～64 歳	408	103	328	184	331	224	454	597	1,263	201	213	11,302
65～69 歳	286	68	280	115	291	163	306	463	1,044	156	180	8,761
70～74 歳	282	92	257	129	287	137	373	408	966	210	211	8,171
75～79 歳	279	88	245	123	277	189	494	400	1,047	196	213	8,329
80～84 歳	222	52	233	146	248	168	455	355	849	181	163	6,824
85～89 歳	156	35	146	78	187	99	317	236	561	117	113	4,303
90～94 歳	51	16	47	34	83	43	106	119	228	50	47	1,735
95～99 歳	14	6	15	9	32	9	33	39	61	21	20	490
100 歳以上	1	0	3	1	7	4	5	3	9	3	1	90
面積(d)							162.82	11.18	28.24	64.56	266.59	680.20
人口密度 総数/(d)							26.9	643.5	546.8	38.2	8.3	195.2



第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

(1) 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものになるかについて一概に言えないが、市国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている以下に掲げる事態を対象とする。

なお、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

① 着上陸侵攻

島国である我が国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊を上陸又は着陸させることになるが、そのような武力攻撃事態をいう。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃

ゲリラや特殊部隊を密かに潜入させ、政経中枢やライフラインの破壊等、同時多発的に、あるいは作戦目標を達成するまで反復して隠密・奇襲的な攻撃を行うような攻撃事態をいう。

③ 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルは、主にロケットエンジンで推進し、発射後大気圏の高層や宇宙空間まで上昇し、ロケットが燃え尽きた後はそのまま慣性で飛翔し、放物線を描いて目標地点に到達する兵器であるが、核・生物・化学兵器と組み合わせて使用された場合、深刻な被害をもたらす可能性のある攻撃事態をいう。

④ 航空攻撃

航空機からの爆弾投下やロケット弾等による攻撃により、特定の意図を達成するため行われる航空機による攻撃事態をいう。航空攻撃はその意図を達成するまで反復して行われることも考えられる。

(2) 基本指針に示されている類型毎の特徴

① 着上陸侵攻の場合

- 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。
- 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在す

る地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。

なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

- 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油及び可燃性ガスの貯蔵施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が予想される。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることが考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダムなどに対する注意が必要である。
- 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば近隣の原子力発電所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾(以下「ダーティーボム」という。)が使用される場合がある。

③ 弾道ミサイル攻撃の場合

- 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)を弾着前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
- 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

④ 航空攻撃の場合

- 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。
- 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。
また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。
- 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

(3) 基本指針に示されたNBC攻撃の場合の対応

① 核兵器等

- 核兵器を用いた攻撃(以下「核攻撃」という。)による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能(物質に中性子が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能)による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放

射能を持った灰(放射性降下物)からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰(放射性降下物)は、爆心地付近から降下し始め、しだいに風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

○ 放射性降下物は、放射能を持った灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的に熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって避難にあたっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

○ ダーティーボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。

② 生物兵器

○ 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

○ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

○ したがって、内閣府を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス(疾病監視)により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

③ 化学兵器

○ 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地面をほうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

○ このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている以下の事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

近隣の原子力発電所の破壊、石油及び可燃性ガスの貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊

(被害の概要)

ア 近隣の原子力発電所が攻撃を受けた場合の主な被害

- 大量の放射性物質等が放出され、本県住民にも被ばくが及ぶ。
- 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

イ 石油及び可燃性ガスの貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害

- 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

ウ 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害

- 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。

エ ダムが破壊された場合の被害

- ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設・ターミナル駅等の破壊、列車等の爆破

(被害の概要)

- 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティーボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入

(被害の概要)

ア 放射性物質等

- ダーティーボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。
- ダーティーボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。
- 小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

イ 生物剤(毒素を含む。)による攻撃

- 生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。
- 毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
 - 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
 - 弾道ミサイル等の飛来

(被害の概要)

- 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。